都市計画税の廃止と
固定資産税・市民税の税率改正について

平成20年10月25日

市民の皆様へ

合併後も旧豊岡市域のみに課している都市計画税のあり方の見直しにつきましては、市議会に関係条例を提案し、一部修正のうえ次のとおり可決されましたので、その内容をお知らせします。

① 都市計画税（年間約5.7億円）は廃止する。

② その代替財源確保のため固定資産税・市民税の超過課税を実施するが、当局提案の超過課税総額（年間約5.5億円）を約１億円減額し、年間約4.5億円とする等の修正を行う。

多くの市民の皆様には新たな負担をお願いすることとなりますが、今後も更なる行政改革の推進、説明責任の徹底に一層努力し、住みよいまちづくりを目指して、必要な社会基盤整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

豊岡市長　中　貝　宗　治

【税率改正の内容】

(1) 平成20年度末で

都市計画税（旧豊岡市域の土地・家屋の課税標準額に0.3%課税。年間約5.7億円）は廃止

(2) 平成21年度から

固定資産税・個人市民税所得割の超過課税（市全域に課税。年間約4.1億円）

税　目	平成20年度まで	平成21年度から	超過税率
固定資産税の税率	1.4%	1.5%	0.1%
個人市民税所得割の税率	6.0%	6.1%	0.1%

※モデルケースごとの加算額試算は２頁をご覧ください。

(3) 平成22年度から

法人市民税均等割・法人税割の超過課税（市全域に課税。年間約0.4億円）

※対象法人・超過税率は２頁をご覧ください。

【今回の税率改正に伴う税収の推移】

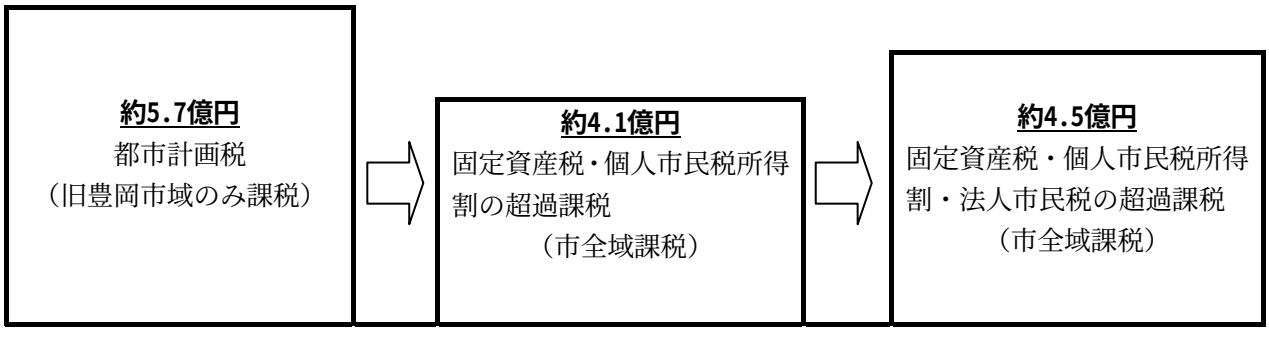

【税率改正による税収の主な使い道】

学校耐震化・改修	生活道路排水路等整備	鳥獣被害防止対策
防火水槽・消火栓整備	交通安全施設整備	急傾斜地崩壊防止対策
治山事業	地区集会所整備補助	市道・橋りょう整備

※上記のほか、財政計画に盛り込んでいる社会基盤整備事業の財源とさせていただきます。

加算額の試算は次のとおりです

※都市計画税（旧豊岡市域のみの土地・家屋の課税標準額に0.3%課税。年間約5.7億円）は廃止
納税義務者（個人、法人等）１人あたりの平均税額：約34,500円→廃止

1　固定資産税のモデルケース加算額（年間）試算

課税客体（例）	課税標準額	現行 （1.4%）	**加算額 （0.1%）**	合計 （1.5%）
土　地 （価格の平均的な地域における小規模住宅用地：150㎡）	729,000円	10,200円	**700円**	10,900円
家　屋 (専用住宅：木造築15年、140㎡)	4,015,000円	56,200円	**4,000円**	60,200円
合　計	4,744,000円	66,400円	**4,700円**	71,100円

※本年４月に送付しました固定資産税納税通知書の課税標準額の合計額欄に0.1%を乗じた額が、加算額試算の目安となります。

2　個人市民税所得割の世帯構成・収入によるモデルケース加算額（年間）試算

世帯構成	収　入	課税標準額	現行 （6.0%）	**加算額 （0.1%）**	合計 （6.1%）
独身者	給与300万円	1,265,000円	75,900円	**1,200円**	77,100円
夫婦 子供２人	〃 300万円	90,000円	5,400円	**100円**	5,500円
	〃 500万円	1,355,000円	81,300円	**1,300円**	82,600円
	〃 700万円	2,935,000円	176,100円	**2,900円**	179,000円
70歳独身	年金200万円	373,000円	22,400円	**300円**	22,700円

※所得控除などの状況によって個人ごとの課税標準額及び税額は異なります。

法人市民税均等割・法人税割の超過課税の対象法人・超過税率

『均等割』

法人の区分	平成21年度まで 標準税率	平成22年度から 制限税率	**加算額**
資本金１千万円以下で 従業員数50人以下　等	50,000円	60,000円	**10,000円**
資本金１千万円以下で 従業員数50人超	120,000円	144,000円	**24,000円**
資本金１千万円超１億円以下で 従業員数50人以下	130,000円	156,000円	**26,000円**

※資本金１千万円超１億円以下で従業員数50人超・資本金１億円超の法人は既に制限税率適用

『法人税割』

法人の区分	平成21年度まで 標準税率	平成22年度から 制限税率
資本金１千万円以下で 法人税額４百万円以下	12.3%	14.7%
資本金１千万円以下で法人税額４百万円超 資本金１千万円超１億円以下	13.5%	

※資本金１億円超の法人には既に制限税率適用

行政改革の取組み

今回の改正では、都市計画税の廃止により税収が約5.7億円減少する一方で、固定資産税・市民税の超過課税により約4.5億円が確保できることとなりました。その差は約1.2億円です。

この減少分は、現在計画している次のような行政改革を加速させるとともに、人件費総額の抑制により吸収し、現在計画している社会基盤整備は遅らせることなく実施したいと考えています。

【行政改革の内容】

平成26年度までに、**全会計（普通会計＋上下水道事業等の企業会計）合計で約100.6億円の行革効果額**を生み出します。

１　当初の行革計画（平成19年度～26年度の８年間で約84.2億円の効果）

(1) 人件費削減（定員適正化、調整手当・寒冷地手当の廃止）：約52.9億円
(2) 民間活力導入（養護老人ホームの民営化、学校給食センターの民間委託等）：約11.0億円
(3) 財産処分・補助金見直し・事務事業見直し：約17.9億円
(4) 上下水道事業の業務の一部民間委託等：約2.4億円

２　借入金の繰上償還（平成19年度～26年度の８年間で約8.4億円の効果）

高金利時代の借入金の繰上償還に伴う支払い利息の軽減

３　更なる人件費の削減（平成21年度～26年度の６年間で約5.8億円の効果）

正規職員数のさらなる削減、臨時職員の削減、残業手当総額の抑制

４　他の行革

(1) 職員提案による経費削減**（平成21年度～26年度の６年間で約1.2億円の効果）**
(2) びん･かん処理の直営化による経費削減**（平成19年度～24年度の６年間で約１億円の効果）**

今後も、歳入の確保と歳出の適正化を積極的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

今回の税率改正に至るまでの経過を質問と回答の形にまとめましたので、ご清覧ください。

質問と回答

問１　都市計画税は、なぜ廃止するのか。

答　都市計画税は、道路や公園、下水道等の都市基盤を整備する事業の財源として、市民税等とは別に課することができる税のことです。合併時点では旧豊岡市のみが課税していました。

①　合併協議での約束

ひとまず合併時点での状況を新市に引き継ぎ、新市において検討することとされたため、今も旧豊岡市域のみに都市計画税を課しています。

新市での検討は都市計画マスタープランの見直し及び都市計画区域の見直しにあわせて実施することとされていましたので、昨年から検討を始めました。

②　都市計画税の使い道

現在、都市計画税は主に旧豊岡市の下水道事業の借入金の返済に充てています。

下水道事業（生活排水処理対策事業）には多額の費用が必要であり、旧豊岡市では長期の借入金の返済に必要な財源として都市計画税を手当てしてきましたが、他の５町では借入金に関する特別な税の手当ては行わず、事業を進めてきました。

このような合併前の対応の違いは、それぞれの「自治」に基づくものであり、特に問題があるわけではありません。

③　旧豊岡市域のみに課税することの問題点

しかし、合併によって旧１市５町の下水道事業の借入金の返済には、同じ事業でありながら、旧豊岡市分には旧豊岡市域のみの特別な負担（都市計画税）を充て、旧５町分には旧豊岡市も含む新市全域の市民税、固定資産税等を充てるという事態が生じています。

なお、仮に旧豊岡市が多くの都市計画事業を行い、とりわけ多くの借入金を新市に引き継いだとすれば、その返済財源として特別な負担もやむを得ないかもしれませんが、旧豊

岡市のみが特に多くの借入金を新市に引き継いだわけではありません。１人当たりの借入金の残高ではむしろ少ないほうです。

④　市民には同じルールを適用することが基本

このような状況の中で、引き続き旧豊岡市域のみに特別な税負担を続けることは適当でなく、基本に戻って、都市計画税に関するルールを全市的に統一する必要があります。

⑤　都市計画税の市全域課税は困難

その統一の方法には、都市計画税の市全域課税の選択肢もありましたが、都市計画税の使途が限定されていること、都市計画区域の市全域への拡大が前提となること等の課題があり、これらを解決することは困難です。

⑥　以上の検討を踏まえ、廃止が妥当と判断

問２　なぜ代替財源として市税の超過課税が必要なのか。

答　都市計画税（年間約5.7億円）を廃止すると、今後の社会基盤整備の財源に大幅な不足が生じ、まちづくりに多大な支障をきたすことになります。今後10年間の財政計画に盛り込んでいる社会基盤整備の事業規模を半減させなければならなくなります。

また、合併後10年経過すると、合併特例による交付税の優遇措置が激減します、また元利返済の７割を国が補てんしてくれる有利な借金である合併特例債も使えなくなります、これらのことを考えると、必要な社会基盤整備を先送りすることも妥当ではありません。

したがって、都市計画税廃止の代替財源として、市税の超過課税をお願いし、財政計画上の事業を着実に実施したいと考えたものです。

問３　代替財源は、行政改革で確保すべきではないか。

答　本市の歳入は、平成19年度の一般会計決算で、市税や使用料など市の自前の収入である自主財源の割合がわずか37%、逆に地方交付税や国県の補助金など他者に依存した財源の割合が63%という、大変虚弱な体質をしています。

したがって、歳出面での徹底した行政改革（３頁上段のとおり）は当然に進めますが、歳入面での自主財源確保（今回の税率改正）も同時に行う必要があると考えています。

問４　固定資産税と市民税の超過課税の組合せは負担感が大きい。なぜこの組合せなのか。

答　超過課税で確保させていただく税収（財源）を使って幅広い社会基盤整備を進めることとしていますが、その受益はすべての市民の方に及ぶものと考えられます。

したがって、超過課税をお願いする市税は、公平かつ広く薄くご負担いただく税目が適当であり、資産のある方、所得のある方、事業活動を行う法人など納税対象者が多い固定資産税と市民税の組合せが妥当と判断しました。

問５　超過課税の税率は、どのように決めたのか。

答　具体的な超過税率は、廃止する都市計画税の税収が約5.7億円ですので、平成21年度からも同程度の額が確保できる税率を検討した結果、当局案としては固定資産税0.12%（約4.3億円）、個人市民税所得割0.15%（約0.8億円）、法人市民税は制限税率に統一（約0.4億円）に決定し、合計約5.5億円を確保したいとの条例案を本年６月定例市議会に提案しました。

議会では、様々な議論が交わされましたが、最終的に、都市計画税廃止の代替財源の必要性は理解するが、現下の市民生活・経営環境の厳しさにも配慮して、更なる行革の徹底で超過課税総額を抑制すべきだとの意見が多数となり、９月定例市議会まで継続審査のうえ、固定資産税0.1%（約3.5億円）、個人市民税所得割0.1%（約0.6億円）、法人市民税は制限税率に統一（約0.4億円）、合計約4.5億円、また法人市民税の適用年度を１年延長し平成22年度からとする、との内容で修正可決されたものです。

問合せ先：TEL　0796-23-1111（代表）
市民生活部税務課（内線 2220）
政策調整部政策調整課（内線 2080）